

○御前崎市工場立地法に基づく地域準則条例施行規則

(平成 27 年 3 月 24 日規則第 7 号)

改正 令和 3 年 1 月 15 日規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、御前崎市工場立地法に基づく地域準則条例(平成 27 年御前崎市条例第 12 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(第 4 種区域)

第 2 条 条例第 3 条の表に規定する第 4 種区域 (B) は、次に掲げる区域及び地域とする。

- (1) 池新田工業団地及び白羽工業団地
- (2) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和 46 年法律第 112 号)第 5 条に基づく産業導入地区
- (3) 御前崎港臨港地区
- (4) 用途未指定地域に存する既存工場等の存する地域
- (5) 都市計画区域外の地域

(委任)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 1 月 15 日規則第 1 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。